

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における所得控除制度の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税:3) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)(地方税:3)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】	【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>国家戦略特別区内の設立5年未満の法人の所得の18%を課税所得から控除できる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業:国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。 ・対象分野:医療、一定のIoT※ <p>※ 一定のIoT:インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な法人指定要件 <ol style="list-style-type: none"> ① 指定期限:令和8年3月31日 ② 設立時期:特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満 ③ 事業要件:専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと ④ 区域要件:特区内に本店又は主たる事務所を有すること <p>《要望の内容》</p> <p>国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条において、法人の指定期限が令和8年3月31日となっており、この指定期限を2年間延長し、令和10年3月31日とする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略特別区域法((平成25年法律第107号))第27条の3 ・国家戦略特別区域法施行規則(平成26年内閣府令第20号)第11条の2、第11条の3 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第61条、 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第37条 ・租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第21条の18 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第4項、第72条の23第1項、第292条第1項第4号 	

5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和7年8月 分析対象期間:令和4年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯	平成28年度:創設 平成30年度:延長 令和2年度:見直しの上、延長 令和4年度:見直しの上、延長 令和6年度:見直しの上、延長
8	適用又は延長期間	2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号) 第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等 第27条の3 認定区域計画に定められている特定事業(当該特定事業の将来における成長発展を図ることが産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。)を実施する法人(当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして国家戦略特別区域担当大臣が指定するものに限る。)の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>・国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>施策6 地方創生 政策6 地方創生に関する施策の推進</p>

		<p>③ 租税特別措置等により達成しようとする目標</p>	<p>国家戦略特別区域制度に基づき、現在 16 の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制の特例措置を十分に活用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進を図るため、各指定区域において区域方針をそれぞれ定め、当該区域のあるべき将来像やそれに向けた政策課題及びその解決に向けた方向性等を定めるとともに、区域方針に係る目標を設定し取り組んでいる。</p> <p>本税制措置の適用実績があった及び今後の見込み事業のある区域（福岡市、仙台市、大阪府・大阪市の3区域が該当）の区域方針に定める目標は下記のとおりである。</p> <p>【福岡市の目標】</p> <p>雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、さらなる雇用の拡大を図る。</p> <p>【仙台市の目標】</p> <p>女性、若者、シニアが主導するソーシャル・イノベーション（社会起業）を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、産学連携の下、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。</p> <p>【大阪府・大阪市の目標】</p> <p>スーパーシティ型の国家戦略特区として、複数分野の大胆な規制・制度改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施することを通じて、世界に先駆けて、2030 年頃の実現される未来社会を先行実現することを目指す。</p> <p>2025 年大阪・関西万博の開催地である「夢洲」、都心の大規模ターミナル前に立地する「うめきた2期」という2つのグリーンフィールドを中心に、万博のレガシーの継承を含め、「空飛ぶクルマ」の社会実装や先端国際医療の提供、リアルとデジタルが融合した未来の公園等の先端的サービスの実装を進める。あわせて、これら以外のフィールドにおいても官民一体となって先端的サービスが継続的に創出される仕組みを構築し、その社会実装に結びつける好循環を実現する。</p> <p>なお、これまで適用実績がない又は現時点において今後の見込み事業のない区域であっても、区域方針の目標に向けた事業を実施する際は、各区域方針に定める目標に基づくこととしていく。</p> <p>上記の各区域方針の特区目標は定性的な目標であることから、これらの目標に合致する全体指標として、本税制措置等により達成しようとする水準を以下のとおり設定することとする。なお、本税制措置等は、国家戦略特別区域法に基づく規制の特例措置を活用する IoT・医療分野のスタートアップ企業等の創出促進を通じ、産業の国際競争力の強化等に寄与することを政策目的とするものであり、当該全体指標は各区域方針の特区目標に加え、国家戦略特区制度の政策目的に合致するものでもある。</p>
--	--	-------------------------------	--

			<p>【国家戦略特区において本税制措置等により達成すべき水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略特区において、本税制措置をはじめとする取組やインセンティブを通じ、創出されたIoT・医療分野等のスタートアップ企業等の数 要望に係る本税制措置の適用期間(令和8、9年度) 約 60 社^{※1 ※2} <p>※1 近年、スタートアップの創出を促進する取組の強化を進める主な国家戦略特区におけるスタートアップ企業等の数(令和6年度)に、福岡市(国家戦略特区の中で、これまで特にスタートアップの創出に注力し、本税制措置を現に活用している区域)におけるスタートアップ企業等の増加率及び全産業に占める情報通信業・医療業の割合を乗じて算出</p> <p>※2 出典</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、スタートアップの創出を促進する取組の強化を進める主な国家戦略特区におけるスタートアップ企業等の数(令和6年度)：各特区自治体からの回答結果による ・福岡市におけるスタートアップ企業等の増加率(令和6年度/令和5年度)：福岡市へのヒアリング等による ・全産業に占める情報通信業と医療業の割合：雇用保険事業年報(2023年)(厚生労働省)による 																					
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	<p>本税制措置が講じられることにより、国家戦略特区において規制の特例措置を適用して、国内外の企業を呼び込むことで、国内外から優れたビジネスアイデアや技術を持つ人材を確保し、日本の地域経済の活性化及び産業の国際競争力の強化、雇用の創出に寄与している。</p>																					
10	有効性等	① 適用数	<p>《延長分》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数(社)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記見込は、既に事業実施計画の大臣確認を行っている事業について記載している。加えて、令和7年度以降は上記法人を含め、現時点で10件程度の適用が見込まれる。</p> <p>【算定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書(令和7年2月国会提出)」 ・令和7年度以降の適用数見込みは、各特区自治体からの回答結果による 	年度区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	適用法人数(社)	1	1	2	2	2	2							
年度区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度																		
適用法人数(社)	1	1	2	2	2	2																		
		② 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数(社)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>適用額(千円)</td> <td>4,143</td> <td>1,962</td> <td>57,980</td> <td>104,360</td> <td>140,000</td> <td>180,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※租税透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査</p>	年度区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	適用法人数(社)	1	1	2	2	2	2	適用額(千円)	4,143	1,962	57,980	104,360	140,000	180,000
年度区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度																		
適用法人数(社)	1	1	2	2	2	2																		
適用額(千円)	4,143	1,962	57,980	104,360	140,000	180,000																		

			(適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る法人所得																												
			【算定根拠】 ・出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書(令和7年2月国会提出)」 ・令和6年度以降の適用額見込みは、各特区自治体からの回答結果による																												
	③	減収額	<延長分> (千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>212.0</td> <td>100.4</td> <td>2,967.4</td> <td>5,341.1</td> <td>7,165.1</td> <td>9,212.3</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>14.8</td> <td>7.0</td> <td>207.7</td> <td>373.9</td> <td>501.6</td> <td>644.9</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>29.8</td> <td>14.1</td> <td>417.5</td> <td>751.4</td> <td>1,008.0</td> <td>1,296.0</td> </tr> </tbody> </table> ※租税透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査 【算定根拠】 別紙のとおり	年度区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	法人税	212.0	100.4	2,967.4	5,341.1	7,165.1	9,212.3	法人住民税	14.8	7.0	207.7	373.9	501.6	644.9	法人事業税	29.8	14.1	417.5	751.4	1,008.0	1,296.0
年度区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度																									
法人税	212.0	100.4	2,967.4	5,341.1	7,165.1	9,212.3																									
法人住民税	14.8	7.0	207.7	373.9	501.6	644.9																									
法人事業税	29.8	14.1	417.5	751.4	1,008.0	1,296.0																									
	③	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業期間</th> <th>事業</th> <th>所得控除適用数</th> <th>成果等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度～令和3年度</td> <td>高度な可視光通信受光器解析システム等の研究開発</td> <td>平成30年度※</td> <td>令和3年度に製品化 更にこれまでの成果を踏まえつつ新たな研究開発に取り組んでいる</td> </tr> <tr> <td>令和3年度～令和5年度</td> <td>3D スキャン技術を用いたソフトウェアの開発</td> <td>令和3年度 令和4年度 令和5年度</td> <td>研究開発に取り組んでいる</td> </tr> <tr> <td>令和6年度～令和9年度</td> <td>IoT 開発をサポートするためのプラットフォームの開発</td> <td>令和6年度</td> <td>研究開発に取り組んでいる</td> </tr> <tr> <td>令和6年度～令和9年度</td> <td>IoT を用いた生体データのリアルタイム監視システムの開発</td> <td>令和6年度</td> <td>令和6年度に製品化 更に日本市場及びグローバルともに、導入拡大に取り組んでいる</td> </tr> </tbody> </table> 出典:「令和6年度 国家戦略特区法の評価」 ※令和3年度は黒字化していたが、令和2年度の赤字と通算した結果、所得控除の適用に至らなかった。 前述のとおり、特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ定性	事業期間	事業	所得控除適用数	成果等	平成29年度～令和3年度	高度な可視光通信受光器解析システム等の研究開発	平成30年度※	令和3年度に製品化 更にこれまでの成果を踏まえつつ新たな研究開発に取り組んでいる	令和3年度～令和5年度	3D スキャン技術を用いたソフトウェアの開発	令和3年度 令和4年度 令和5年度	研究開発に取り組んでいる	令和6年度～令和9年度	IoT 開発をサポートするためのプラットフォームの開発	令和6年度	研究開発に取り組んでいる	令和6年度～令和9年度	IoT を用いた生体データのリアルタイム監視システムの開発	令和6年度	令和6年度に製品化 更に日本市場及びグローバルともに、導入拡大に取り組んでいる								
事業期間	事業	所得控除適用数	成果等																												
平成29年度～令和3年度	高度な可視光通信受光器解析システム等の研究開発	平成30年度※	令和3年度に製品化 更にこれまでの成果を踏まえつつ新たな研究開発に取り組んでいる																												
令和3年度～令和5年度	3D スキャン技術を用いたソフトウェアの開発	令和3年度 令和4年度 令和5年度	研究開発に取り組んでいる																												
令和6年度～令和9年度	IoT 開発をサポートするためのプラットフォームの開発	令和6年度	研究開発に取り組んでいる																												
令和6年度～令和9年度	IoT を用いた生体データのリアルタイム監視システムの開発	令和6年度	令和6年度に製品化 更に日本市場及びグローバルともに、導入拡大に取り組んでいる																												

的な目標が設定されているが、これまで本税制措置が活用されてきた福岡市では、区域方針の特区目標と合致する同市が設定する次の政策目標の実現に寄与してきており、本税制措置は区域方針の目標に貢献してきた。

具体的には、本税制措置の過去の適用事業数は福岡市におけるスタートアップビザ申請件数に寄与している。例えば、平成29年度は申請件数18件に対し適用事業数は1件。令和5年度は申請件数18件に対し適用事業数は2件である。また、今後も税制適用された事業者においては、計画に沿った事業が継続することが見込まれる。

(件)

	適用事業数 ※1	福岡市の政策目標 (スタートアップビザ申請件数)	
		目標値	実績値
(参考) 平成29年度	1	—	18 ※2
令和4年度	—	20	14 ※2
令和5年度	2	20	18 ※2
令和6年度	—	20	16 ※2、3

※1:適用事業数は本税制措置に係る区域計画の認定年度ベースでカウントしている。(税制措置は、複数年度にわたり受けられるが、政策目標への貢献度を見るため区域計画の認定を受けた年度のみとした)

※2:特区版スタートアップビザの件数

出典:福岡市による調査

※3:令和7年1月1日にスタートアップビザが全国展開したことに伴い、令和6年12月31日時点の実績となっている。

また、本税制措置の適用実績があった及び今後の見込み事業のある区域(福岡市、仙台市、大阪府・大阪市の3区域)の区域方針における特区目標等を踏まえ、これらの目標に合致する全体指標として、本税制措置等により今後達成しようとする水準を以下のとおり設定している。本税制措置等は、国家戦略特別区域法に基づく規制の特例措置を活用するIoT・医療分野のスタートアップ企業等の創出促進を通じ、産業の国際競争力の強化等に寄与することを政策目的とするものであり、当該全体指標は特区目標に加え、国家戦略特区制度の政策目的に合致するものでもある。

要望に係る適用期間における本税制措置の今後の効果については、以下のとおり、当該全体指標を通じて把握することとする。

【国家戦略特区において本税制措置等により達成すべき水準】

・国家戦略特区において、本税制措置をはじめとする取組やインセンティブを通じ、創出されたIoT・医療分野等のスタートアップ企業等の数
 要望に係る本税制措置の適用期間(～令和9年度) 約60社 ※1 ※2

	適用事業数	目標値 ※1
令和8年度	10件以上 ※2	約60社
令和9年度		

※1:国家戦略特区において、本税制措置をはじめとする取組やインセ

			<p>ンタイプを通じ、創出されたIoT・医療分野等のスタートアップ企業等の数</p> <p>※2:各区域に対する直近の状況調査等を踏まえ、要望に係る本税制措置の適用期間において10件以上と推計</p> <p>【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 前述または各図の下段に示すとおり</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>適用事業者へアンケート調査によれば、本税制措置の活用により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品開発に必要な費用を確保するなど、初期段階の円滑な資金調達につなげることができた。 ・従業員の雇用増加が可能となり、事業の拡大につながった。 <p>との認識が示されている。</p> <p>【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 内閣府のアンケート調査</p> <p>《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》</p> <p>本特例措置のこれまでの対象事業者は4社と僅少であり、その原因の一つとして特区及び事業者への周知不足であったことから、パンフレットの作成や特区の自治体への制度説明を図るなどしてきたところである。</p> <p>本特例措置及び国家戦略特区法は、特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取組を行う事業者が対象であり、また対象事業分野も高度な医療の提供に資する医療技術・医療機器・医薬品、インターネットその他の情報通信技術活用した自律的な作動などに係る研究開発分野などとしており、かつこれまでの適用事例のとおり国家戦略特区法の特例を活用することが要件となっており、厳選された取組のみが対象となっていることも僅少である原因の一つと考えられる。このような中、これまでの適用事業はいずれも海外の高度人材が来日して新規事業に取り組むなど、我が国においてこれまでにない取組を対象としたものである。これら取組により特区における産業の国際競争力の強化を進めることができるものであり、僅少の適用数ではあるが、国内において一定のインパクト(海外人材による国内での創業による日本人とは異なる視点)を与える取組を支援している。なお、このほかにもこれまで適用実績はないが、例えば国家公務員の退職手当特例などを活用して国家公務員が持つノウハウを活用した取組なども活用が可能であり、様々な特例を活用した取組が想定されている</p>
		<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>本要望の実現によって、該事業者の取組により新たな製品開発につながる見込みがあり、このような取組を行う特区内の優良企業事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力向上及び持続的発展を図るのに有効である。国家戦略特区において先行して大胆な規制緩和や税制措置の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の創出が一層促進される。</p>

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制措置は、国家戦略特区における我が国の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成につながる、国家戦略特区制度の特例措置を適用して、革新的な取組を行う事業者の取組を促進し、特区目標の達成に資する国際競争力の強化等につながる取組を推進していくものであることから、本税制措置の延長措置を講ずることは妥当性がある。</p> <p>なお、措置の対象は国家戦略特別区域法施行規則に定められた国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる革新的な取組を行う特定事業であって特区目標に資する事業に限定されており、必要最小限の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として措置される措置である。</p> <p>また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し国家戦略特区支援利子補給金を支給する者であり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための革新性の高い事業を行うスタートアップ企業等の初期における事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和5年8月(R5 内閣 03)	

適用数等及び減収額の算定根拠

令和4年度

区分	数値	出展・計算式	
① 適用法人数	1 件	財務省適用実態調査	
② 適用額	4,143.0 千円	財務省適用実態調査	
③ 控除額	828.6 千円	②×20%	②×税率
④ 減収額	256.6 千円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	212.0 千円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	14.8 千円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	29.8 千円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧ 所得割	8.3 千円	③×1%	③×税率
⑨ 地方法人特別税	21.5 千円	③×1%×260%	③×税率

令和5年度

区分	数値	出展・計算式	
① 適用法人数	1 件	財務省適用実態調査	
② 適用額	1,962.0 千円	財務省適用実態調査	
③ 控除額	392.4 千円	②×20%	②×税率
④ 減収額	121.5 千円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	100.4 千円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	7.0 千円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	14.1 千円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧ 所得割	3.9 千円	③×1%	③×税率
⑨ 地方法人特別税	10.2 千円	③×1%×260%	④ ×税率

令和6年度(※令和6年度以降、控除割合は18%であるが、令和5年度に認定を受けた2法人については経過措置により従前の20%を適用)

区分	数値	出展・計算式	
① 適用法人数	2 件	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
② 適用額	57,980.0 千円	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
③ 控除額	11,596.0 千円	②×20%	②×税率
④ 減収額	3,592.6 千円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	2,967.4 千円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	207.7 千円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	417.5 千円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧ 所得割	116.0 千円	③×1%	③×税率
⑨ 地方法人特別税	301.5 千円	③×1%×260%	⑤ ×税率

令和7年度(※令和6年度以降、控除割合は18%であるが、令和5年度に認定を受けた2法人については経過措置により従前の20%を適用)

区分	数値	出展・計算式	
① 適用法人数	2 件	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
② 適用額	104,360.0 千円	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
③ 控除額	20,872.0 千円	②×20%	②×税率
④ 減収額	6,466.4 千円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	5,341.1 千円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	373.9 千円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	751.4 千円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧ 所得割	208.7 千円	③×1%	③×税率
⑨ 地方法人特別税	542.7 千円	③×1%×260%	③×税率

令和8年度(※令和6年度以降、控除割合は18%であるが、令和5年度に認定を受けた2法人については経過措置により従前の20%を適用)

区分	数値	出展・計算式	
① 適用法人数	2 件	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
② 適用額	140,000.0 千円	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
③ 控除額	28,000.0 千円	②×20%	②×税率
④ 減収額	8,674.7 千円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	7,165.1 千円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	501.6 千円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	1,008.0 千円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧ 所得割	280.0 千円	③×1%	③×税率
⑨ 地方法人特別税	728.0 千円	③×1%×260%	③×税率

令和9年度(※令和6年度以降、控除割合は18%であるが、令和5年度に認定を受けた2法人については経過措置により従前の20%を適用)

区分	数値	出展・計算式	
① 適用法人数	2 件	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
② 適用額	180,000.0 千円	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
③ 控除額	36,000.0 千円	②×20%	②×税率
④ 減収額	11,153.2 千円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	9,212.3 千円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	644.9 千円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	1,296.0 千円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧ 所得割	360.0 千円	③×1%	③×税率
⑨ 地方法人特別税	936.0 千円	③×1%×260%	③×税率